

創業⁺（プラス）応援くらぶFUKUOKA規約

（名称）

第1条 本会は、「創業⁺（プラス）応援くらぶFUKUOKA」と称する。

（目的）

第2条 本会は、創業間もない事業者をはじめとした、経営の安定と成長に意欲を有する事業者を中心に、新規創業や既存企業の新分野進出等に繋がる企業間の情報の共有化、企業間連携事業等を実施することにより、本県経済の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）研修会、情報交換会、交流会の開催
- （2）販路拡大の支援
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、次の者により構成する。

- （1）創業間もない事業者をはじめとした、経営の安定と成長に意欲を有する事業者
- （2）本会の趣旨に賛同し、第2条の目的に寄与すると認められる法人及び個人

（入会）

第5条 入会を希望する者は、入会申込書を代表に提出し、その承認を得なければならない。

（退会）

第6条 会員は、退会しようとするときは、代表に届け出なければならない。

2 代表は、会員に本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、当該会員を退会させることができる。

（役員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- （1）代表 1名

(2) 運営委員 10名程度

(3) 監事 2名

- 2 代表は、全体会において出席者の過半数以上の賛成をもって選任する。
- 3 運営委員及び監事は代表が委嘱する。
- 4 役員の任期は、全体会の日から、当該全体会の翌々年度の全体会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(職務)

第8条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 代表は、事業年度の当初において、第10条第6項に定める収支予算が整うまでの間、所要の経費の執行を専決する。
- 3 運営委員は、第10条に定める運営委員会において必要な事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(全体会)

第9条 全体会は、年に1回以上開催する。

- 2 全体会では、次の事項を報告する。
 - (1) 事業実績に関すること
 - (2) 事業計画に関すること
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項

(運営委員会)

第10条 本会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長、副委員長、運営委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長は、運営委員の互選により決定する。
- 4 委員長は、運営委員会を代表し、総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会は、次の事項について審議決定する。
 - (1) 事業実績及び収支決算に関すること

(2) 事業計画及び収支予算に関すること

(3) その他本会の運営に関する重要事項

7 本条に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営について求めに応じ必要な助言を行う。

4 顧問の任期は役員の任期に準じる。

5 補欠又は増員により就任した顧問の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会計)

第12条 本会の運営に関する経費は、福岡県の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、福岡県商工部新事業支援課内に事務局を置く。

2 事務局長は、福岡県商工部新事業支援課長をもって充てる。

(補則)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月10日から施行する。